

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による公害調剤報酬の額の算定方法

健康保険法の算定方法別表第3調剤報酬の点数表の例により算定した点数に1点当り15円を乗ずることとされています。ただし、使用薬剤の購入価格は、健康保険の算定方法の規定により別に厚生労働大臣が定める購入価格に1点当り10円を乗ずることにより算定してください。

- ※ 公害調剤報酬明細書の「公害医療機関の所在地及び名称」欄には、当該調剤機関の所在地及び名称を記載して下さい。
- ※ 公害調剤報酬明細書の「公害医療手帳の番号」「氏名」「性別」「生年」を記載して下さい。
- ※ 「病院又は診療所の所在地及び名称」「処方せんを交付した医師の氏名」「処方せんの受付回数」を記載して下さい。
- ※ 投薬に係る公害認定患者の薬剤負担はありません。
- ※ 請求書・レセプト等は**複写してご使用いただきますようお願いいたします。**
- ※ 公害調剤報酬請求書・明細書は毎月10日までに着くように送付してください。

(10日が土・日曜日又は休日の場合は、その前日です。)

送付先 〒570-0033
守口市大宮通1丁目13番7号
守口市市民保健センター
健康部健康推進課(公害担当)
TEL 06-6992-2422 (直通)